敦賀・美浜・若狭地区《税の情報誌》

# 知らなくちゃ！税

第22号/2011年2月




夷子大黒綱引き（敦賀市・相生町）

400年以上前から伝承されて、国の重要無形民俗文化財に指定されている敦賀市の伝統行事。毎年、年明け1月の第3日曜日に行われます。夷子と大黒のお面をかぶり古式ゆかしい装束をした2人が町内を歩き回った後、夷子方と大黒方に分かれて数百人の老若男女が綱を引き合います。夷子側が勝てば豊漁、大黒側が勝てば豊作という大変めでたい行事です。（写真提供／敦賀市）

発行　敦賀税務連絡協議会

ホームページアドレス
http://www.taxtsuruga.jp

敦賀納税貯蓄組合連合会
敦賀青色申告会
㈳敦賀法人会
敦賀間税会
北陸税理士会敦賀支部
敦賀小売酒販組合
敦賀商工会議所
わかさ東商工会

資料提供
敦賀税務署
福井県嶺南振興局
敦賀市／美浜町／若狭町

この社会あなたの税がいきている



# ネットでスマート！　確定申告

○平成 22 年分所得税の確定申告と納税は、

**平成23年2月16日(水)から3月15日(火)まで**

（還付申告は 2 月 15 日（火）以前でも提出できます。）




○個人事業者の平成 22 年分消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、

**平成23年3月31日(木)まで**

平成 20 年分の課税売上高が 1 千万円を超えると、平成 22 年分消費税課税事業者となり、
平成 22 年分の課税売上高が 1 千万円以下であっても、消費税等の申告と納税が必要になります。

## 税務署から

税務署では、できるだけ納税者ご自身に確定申告書を作成していただき、お分かりにならない点があれば、必要なアドバイスをさせていただく「自書申告」及び「e-Tax( 国税電子申告・納税システム ) の利用」を推進しています。

税務署における申告会場では、備付けのパソコンを使用しての申告をお願いしております。

ご理解とご協力をお願いします。

### ●お知らせはがき（通知書）をお送りしています

平成 21 年分の確定申告を税務署などの申告会場で作成された方（e-Tax による申告）、あるいは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成していただいた方には、確定申告書・決算書等の用紙を送付することに代えて、「平成 22 年分所得税・消費税及び地方消費税の確定申告のお知らせ」を送付しています。

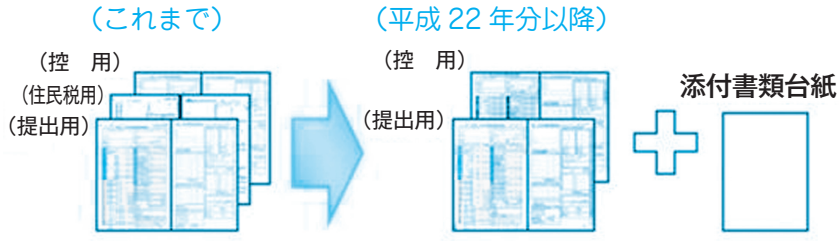
今年も申告会場をご利用される場合は、この「平成 22 年分所得税・消費税及び地方消費税の確定申告のお知らせ」及び昨年以前に申告会場でお渡ししている「利用者識別番号等の通知」を、必ずお持ちくださいますようお願いします。

また、昨年ご自宅で国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用していただいた方は、今年も引き続きご利用くださいますようお願いします。

### ●平成 22 年分以降の所得税の確定申告書が変わりました

所得税の確定申告書は、平成 22 年分以降に使用するものから住民税用がなくなり、提出用・控用の 2 枚で 1 組となります。

源泉徴収票や生命保険料控除証明書等の添付書類は、平成 22 年分以降、申告書の裏面には貼らずに、「添付書類台紙」などに貼って、申告書と一緒に提出してください。




確定申告に関するご相談は、金沢国税局の確定申告電話相談センターでお受けしています。確定申告電話相談センターへは、まず敦賀税務署 (22-1010) にお電話いただき、案内に従って「0」を選択していただければつながります。また、国税庁ホームページ (**www.nta.go.jp**) でも、確定申告や e-Tax に関する情報などを詳しく掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

# 確定申告のための各種会場のお知らせ

### ■敦賀税務署確定申告会場

| 場　所 | 会場設置期間 | 相談受付時間 | 主　催 |
|---|---|---|---|
| 敦賀税務署申告会場<br>敦賀市鉄輪町1丁目7番3号（敦賀駅前合同庁舎） | 平成23年2月 1日㈫から<br>平成23年3月15日㈫まで<br>〔消費税については3月31日㈭まで〕 | 9：00～16：00 | 敦賀税務署 |

### ■公的年金受給者の申告相談会

| 場　所 | 開催日 | 開催時間 | 主　催 |
|---|---|---|---|
| 敦賀税務署申告会場 | 平成23年2月 7日㈪～10日㈭ | 9：00～16：00 | 敦賀税務署 |

### ■「住宅借入金等特別控除」申告相談会

| 場　所 | 開催日 | 開催時間 | 主　催 |
|---|---|---|---|
| 敦賀税務署申告会場 | 平成23年2月 1日㈫ | 9：00～16：00 | 福井銀行 |
| | 平成23年2月 2日㈬～4日㈮ | 9：00～16：00 | 北陸労働金庫 |
| | 平成23年2月 3日㈭～4日㈮ | 9：00～16：00 | 敦賀信用金庫 |

## 北陸税理士会敦賀支部

### 教えて、税のこと　そうだ、税理士に聞こう！

| 氏名 | 事務所所在地 | 電話番号 | 氏名 | 事務所所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中村　藤夫 | 敦賀市津内町 | 25-2222 | 森　輝夫 | 敦賀市神楽町 | 25-7770 |
| 田中　信幸 | 敦賀市新松島 | 25-8585 | 渡辺　征二 | 敦賀市結城町 | 22-0019 |
| 竹長　徹 | 敦賀市中央町 | 24-0855 | 安久　彰 | 敦賀市開町 | 23-0525 |
| 西山　了信 | 敦賀市谷口 | 22-4226 | 橋本　勉 | 敦賀市木崎 | 23-0215 |
| 山形　晃 | 敦賀市三島 | 22-2511 | 松﨑　利夫 | 敦賀市本町 | 22-0157 |
| 濱本　幸雄 | 敦賀市鞠山 | 22-2848 | 辻　達博 | 敦賀市中央町 | 21-1355 |
| 中村　淳 | 敦賀市津内町 | 22-1343 | 本川　芳宏 | 敦賀市相生町 | 21-3307 |
| 加藤　智二 | 敦賀市本町 | 22-0157 | 宗澤　一俊 | 敦賀市本町 | 23-2666 |
| 森口　春幸 | 敦賀市結城町 | 20-0116 | 橋本　佳和 | 敦賀市木崎 | 23-0215 |
| 古坂　貴司 | 若狭町仮屋 | 62-2218 | 大道　永行 | 敦賀市若葉町 | 22-5255 |
| 竹長　妙 | 敦賀市中央町 | 24-0855 | 中山　忠芳 | 敦賀市開町 | 23-3426 |
| 山形晃士郎 | 敦賀市三島 | 22-2511 | 金森　文質 | 敦賀市本町 | 22-0157 |
| 的場　正夫 | 敦賀市津内町 | 23-0946 | 竹内　収平 | 若狭町持田 | 64-1885 |
| 税理士法人竹長会計 | 敦賀市中央町 | 24-0855 | 税理士法人TACT | 敦賀市結城町 | 20-0116 |
| 税理士法人中村会計 | 敦賀市津内町 | 22-1343 | | | |

**2月23日㈬は税理士記念日です。プラザ萬象において無料申告相談会を開設いたします。**

| 場　所 | 開催日 | 開催時間 | 主　催 |
|---|---|---|---|
| プラザ萬象（敦賀市） | 平成23年2月23日㈬ | 9：00～16：00 | 北陸税理士会敦賀支部 |

## ㈳敦賀法人会

### 税金教室（法人会担当）

| 【第１回 予定】 | 【第2回 予定】 | 【第3回 予定】 |
|---|---|---|
| 平成23年2月7日㈪<br>咸新小学校で<br>6年生1クラス開催 | 平成23年2月9日㈬<br>粟野南小学校で<br>6年生1クラスごとに3回開催 | 平成23年2月17日㈭<br>中郷小学校で<br>6年生3クラス合同で開催 |

担当講師は共に　敦賀法人会青年部会役員数名

社団法人敦賀法人会は、敦賀税務署・敦賀税務連絡協議会と共に、21 世紀を担う子供たちのための税金教室を毎年開催しております。当会の青年部会役員が自ら経営者の立場として講師を務め、租税教育の推進に努めております。



授業風景

### 昨年の状況

平成22年１月14日㈭
南小学校
6年生1クラスごとに2回開催



南小学校６年１組



南小学校６年２組

平成22年2月1日㈪
中郷小学校
6年生3クラス合同で開催



中郷小学校６年生３クラス合同
（写真は１組の児童）

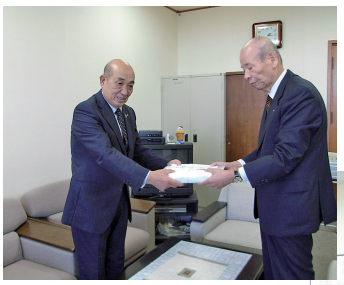
## 敦賀間税会

### 消費税の大切さを教育現場にアピール！

敦賀間税会では昨年 11 月 19 日、毎年恒例となっております「世界の消費税」クリアファイルを敦賀市、美浜町、若狭町各教育委員会へ贈呈いたしました。このクリアファイルには、世界 126 カ国の消費税率がプリントされており、これからの社会を担っていく生徒達に世界の中の日本の消費税の現状を知ってもらう教材として、少しでも役立てて頂きたいという願いを込めて各教育長へお渡ししております。



敦賀市に贈呈する川上会長（左）



美浜町に贈呈する
川上会長（右）



若狭町に贈呈する
川上会長（右）



## 敦賀小売酒販組合

券の購入は
このステッカーのお店で

ギフト券取扱店

全酒協

### 「清酒券・ビール券」の引き換えは　お早めに!!

自宅の引き出しの中に眠っている「清酒券・ビール券」はありませんか？　組合では、全国酒販協同組合発行の「清酒券・ビール券」を販売しております。現在、販売されている「清酒券・ビール券」には有効期限があります。

平成 17 年 10 月以降に販売されました券表面に、有効期限が記入されておりますのでそれまでに、近くのお酒屋さんで交換して下さい。

平成 17 年 9 月以前に販売された券には期限がなく、いつでも使用できますが酒類の値上げ等により、差額を頂くことになります。

メーカー券（アサヒ・キリン・サッポロ・サントリー）は現在は発行されておりませんが、お手持ちの券は商品と交換できますので、お早めに。

## 敦賀納税貯蓄組合連合会




### 消費税の納税は期限内に

○消費税は、消費者からの預かり金的性格を有する税です。
事業資金とは区別し、納税のために備蓄をして、納期限までに確実に納税をしましょう。

○個人事業者の消費税は、所得税やその他の公共料金と同じように振替納税が利用できます。納税準備預金や納税資金を積立てている口座などご指定の預貯金口座から自動的に納付することができますので、とても便利です。

詳しくは、税務署又は金融機関の窓口でお尋ねください。

★納税貯蓄組合は、納税資金の備蓄と国税、地方税の期限内納付を促進することを目的とする団体です。

## 納税は安全・便利で確実な口座振替で！

ご利用に当たっては、「預金口座振替依頼書」の提出が必要です。

平成 22 年分確定申告は

**所得税**の場合

**3月15日(火)**が納付期限ですが
振替納税を利用すると
**4月22日(金)**
にご指定の口座から振替納付されます。

**消費税及び地方消費税**の場合

**3月31日(木)**が納付期限ですが
振替納税を利用すると
**4月27日(水)**
にご指定の口座から振替納付されます。

（注）預貯金の不足等で振替できなかった場合、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかります。

## 敦賀青色申告会

**個人事業者対象**

**平成 22 年分確定申告個別相談会**

相談日　２月 21 日㈰　午前９時～午後４時
　　３月　３日㈭　　〃
会　場　敦賀商工会館　２階会議室
相談員　北陸税理士会敦賀支部所属税理士他
相談料　有料
全国７万人以上の会員企業が導入
青色申告会員専用の会計ソフト

**ブルーリターン A**

記帳から決算・申告書までラクラクかんたんに
５つの特徴
1. 低廉な費用で毎年の税制改正に対応
2. パソコン初心者にもやさしい操作性
3. 青色申告特別控除 65 万円の適用
4. かんたんイータックス送信機能搭載
5. 青色申告会事務局がサポート

無料体験版を今すぐダウンロード
http://www.bluereturna.jp　ブルーリターン A

■お問い合わせ先：敦賀青色申告会事務局
（神楽町 2-1-4 敦賀商工会議所内 TEL23-6794）

## 敦賀商工会議所

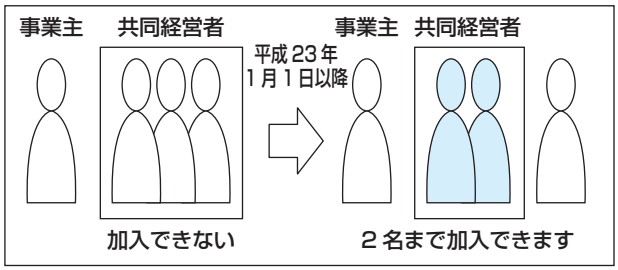
**個人事業者対象**

**平成 22 年分確定申告個別相談会**

相談日　２月 24 日㈭～３月　２日㈬　土日を除く
時　間　午前９時～午後４時
会　場　敦賀商工会館　２階会議室
相談員　北陸税理士会敦賀支部所属税理士他
相談料　有料

**小規模企業共済　加入対象拡大 !!**

平成 23 年１月より、個人事業主の「共同経営者」も加入の対象になり、配偶者や後継者、親族以外の方も、一定の要件を満たす方は、加入できるようになりました。
是非、この機会に、退職後の生活の安定を図るため、節税対策のため、加入をお勧めします！




■お問い合わせ先：敦賀商工会議所　中小企業相談所
（神楽町 2-1-4　TEL22-2611）

# 福井県からのお知らせ

## 自動車の名義変更・廃車手続きについて



自動車を売却、廃車した場合には、必ず運輸支局で移転登録または抹消登録をしてください。自動車税は毎年４月１日現在の登録に基づき課税されます。移転登録を怠った場合、すでに自動車を売却したにもかかわらず課税されることになります。また、抹消登録を怠った場合には、使用していない自動車にいつまでも課税されることになります。売却、廃車にした後には登録がされているか確認するぐらいの注意が必要です。

**登録についてのお問い合わせ先**　中部運輸局福井運輸支局　電話 050（5540）2057

## 身体障害者の方に対する自動車税・自動車取得税減免制度について

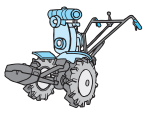


県では、一定の要件に該当する身体障害者、知的障害者および精神障害者の方などが日常生活を営む上で不可欠な自動車について、自動車税および自動車取得税の減免をしています。

減免制度について、詳しくは嶺南振興局税務部までお尋ねください。

**お問い合わせ先**　嶺南振興局税務部課税課　電話 0770（56）2223

## 免税軽油申請についてのお願い



２月～４月は農業をされる方の申請が多いため、免税証の発行までに時間がかかります。余裕を持って免税証が必要になる１か月前には申請するようにしてください。

**お問い合わせ、郵送での提出先**

福井県税事務所軽油引取税課　〒 910-8555　福井市松本３丁目 16-10　電話 0776（21）0010
※申請の受付は嶺南振興局税務部および二州県税相談室でも行っています。

## わかさ東商工会

### 「地域力連携拠点事業」

**小規模事業者の経営課題の解決・経営力向上を支援！**　相談窓口・専門家派遣を随時実施しています。

### 「ネット de 記帳導入支援」

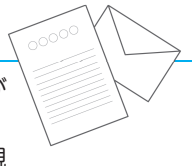
インターネットを活用した経理システムの導入を支援します。

**その他、経営に関するご相談など、お気軽にご利用ください。**

■お問い合わせ先：わかさ東商工会
（本所）0770-45-0222　（美浜支所）0770-32-0121　（上中支所）0770-62-0088

# 敦賀市・美浜町・若狭町からのお知らせ

## 個人住民税「扶養親族申告書」の記載方法が変更になりました。



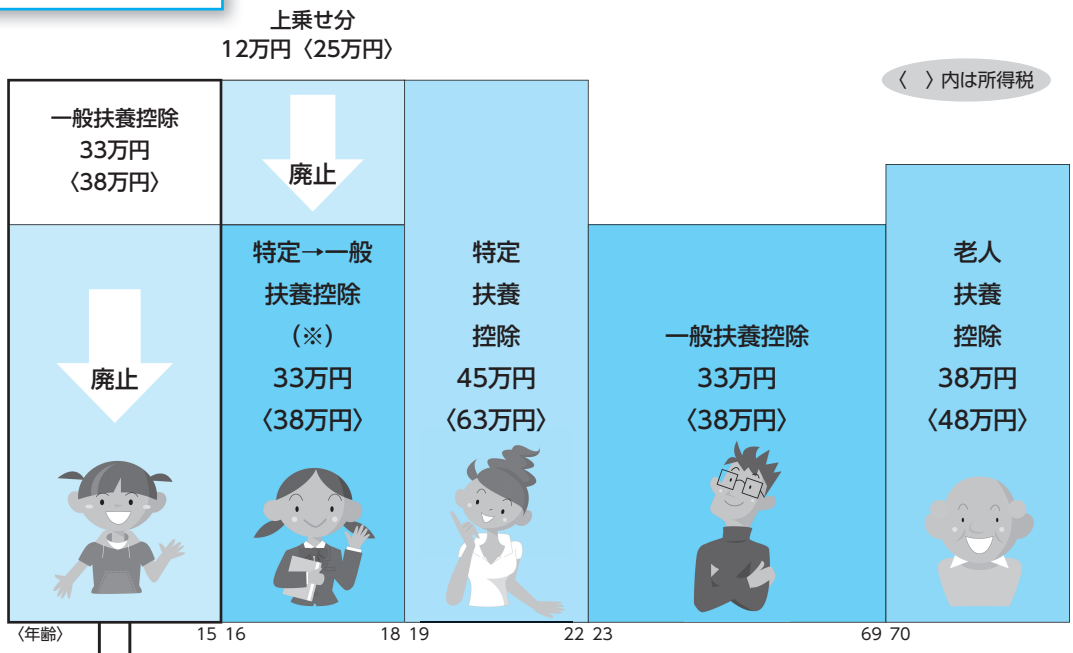
平成 24 年度分個人住民税（平成 23 年分所得税）から「16 歳未満の扶養親族」に対する扶養控除が廃止されます。

これにより、所得税の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」及び「公的年金の受給者の扶養親族等申告書」が変更され、16 歳以上の扶養親族のみを記載することになりました。

ただし、個人住民税の算定（非課税限度額の判定など）には 16 歳未満の扶養親族の情報が必要であるため、同申告書の下欄に新たに設けられた「住民税に関する事項」欄の「年齢 16 歳未満の扶養親族」についても忘れずに記入してください。

### 扶養控除の改正

平成24年度分住民税から適用
（所得税は平成23年分から適用）




### 〈住民税の非課税基準額の判定〉

**（均等割）**28万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の数）＋16万8千円
**（所得割）**35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の数）＋32万円

＊16歳未満の扶養親族に関する申告がなくなるため、非課税基準額の判定ができなくなる。

「扶養親族申告書」の「住民税に関する事項」欄に16歳未満の扶養親族について記入してください。

# ご自宅のパソコンで
# 確定申告書等が作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、申告書や決算書等が簡単に作成できます。

注意!!
電子証明書の有効期限は3年です。
有効期限を過ぎた場合には、
更新手続きが必要になります。



ご自宅にインターネット環境の整ったパソコンがある。

電子証明書

電子証明書を取得している。

電子証明書を取得していない。



①ICカードリーダライタを用意して、
②パソコンにICカードリーダライタのドライバをインストールする。

**国税庁ホームページにアクセス！ www.nta.go.jp**

確定申告 検索

作成コーナー事前準備セットアップをする。
（右のボタンをクリックするだけ♪）

平成22年
事前準備セットアップ

**「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成!!**

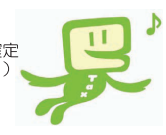
e-Tax
国税電子申告・納税システム
インターネットで送信！

書面提出
印刷して郵送等で提出！

## e-Taxを利用して申告するとこんな特典があります！

① 最高5,000円の税額控除
所得税額から最高5,000円の控除！
（平成19年分から21年分のいずれかの年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません。）

② 添付書類の提出省略
源泉徴収票等の記載内容を入力して送信！
（確定申告期限から３年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）



③ 還付金がスピーディー
e-Taxで早期処理！３週間程度に短縮。

④ 24時間いつでも利用可能
所得税の確定申告期限までは、24時間利用可能！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を送信された方及び同コーナーを利用して申告書を作成・提出された方には、翌年の確定申告書の送付を省略させていただきます。
皆様のご理解とご協力をお願いします。